

大項目		その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務
中項目	小項目	業務マニュアル
連絡・報告業務	防火管理業務	<p>(1) 役割分担</p> <p>① 防火管理業務の役割分担は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 管理権原者は県知事とする。</p> <p>イ 共同住宅・集会所の防火管理者・共同防火管理者における統括防火管理者は、指定管理者から選任する。</p> <p>(貸付店舗の防火管理者は、管理権原者が各店舗から選任する。)</p> <p>(2) 防火管理者としての要件</p> <p>① 防火管理者の業務の外部委託に関する関係政令、各市町の運用基準等の要件を満たしていること。</p> <p>② 防火管理者として以下の要件を満たしていること。</p> <p>ア 消防法で定める防火管理者としての資格を有していること。</p> <p>イ 当該対象団地において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあること。</p> <p>ウ 防火管理者として選任される者の勤務する所在地について、防火管理者として責務を果たす事が可能であると消防庁又は消防署長が認めるものであること。</p> <p>(3) 対象団地等</p> <p>① 消防法に定める、防火管理者の選任が必要な防火対象物（共同住宅、集会所）</p> <p>② 消防法に定める、共同防火管理が必要な防火対象物（複合用途住宅等）</p> <p>(4) 防火管理者の推薦・選任の方法</p> <p>① 上記防火管理者としての要件を満たしている者を推薦し、県が選任する。</p> <p>(5) 防火管理者選任（解任）届出書の作成、提出</p> <p>① 防火管理者選任（解任）届出書を作成し、管轄の消防署に提出する。</p> <p>(6) 消防計画書の作成・提出</p> <p>① 消防計画書を作成し、管轄の消防署に提出する。</p> <p>② 消防計画書は対象団地の全体にわたる消防用設備等の点検及び整備、避難設備等の維持管理、自衛消防組織、消防機関との連絡等を中心とした、当該対象団地において特に必要と認められる事項を定める</p> <p>(7) 消防署の立入検査の立会い・報告</p> <p>① 消防署の立入検査が実施される際の立会い及び消防署への報告（回答）を行なう。</p> <p>② 上記立入検査において、消防署から火災予防上の改善指導があった場合は、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県に報告する。</p> <p>③ 統括防火管理者は、複合用途住宅における各貸付店舗への防火管理上の指導業務を行う。</p>

中項目	小項目	業務マニュアル
防火管理業務	防火管理業務	<p>(8) 防災訓練等の実施指導等（火災予防上の指導・周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防計画書に定められた自衛消防組織の訓練実施の指導を行う。（主に大規模団地） 小規模団地については、実状に応じて町内会等が実施する消防訓練に参加を呼びかける。</li> <li>② 各自治会（又は入居者）に対して出火防止対策等の指導や防火意識の高揚等を図る。</li> </ul> <p>(9) 防火対象物定期点検の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防火対象物定期点検報告制度に基づき、防火対象物点検資格者による点検を実施し、管轄の消防署に報告する。</li> </ul>

